平成２３年（フ）第３９９号
大阪府藤井寺市道明寺１丁目22番17号　コーセーマンション401号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井５丁目８番21号
債務者　松本　佑也
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
堺市南区原山台５丁６番１―1209号
債務者　宮里　康子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
堺市南区宮山台４丁３番18―105号、前住所堺市中区深阪2536番地　レオパレスサウスヒル深阪109号
債務者　佐藤　博正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
堺市西区上野芝町３丁13番５号
債務者　カクドウ設備こと　角銅　友光
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
堺市西区上野芝町３丁13番５号
債務者　角銅　敦子（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁５番８号
債務者　坂田　幸春
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
堺市北区新金岡町２丁５番９―605号
債務者　羽田野英和
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
北海道滝川市幸町３丁目２番39号
債務者　鈴木　博晶
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
北海道滝川市西町２丁目５番20号　西町ベルメゾン105号室
債務者　蝦名　美雪
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
神奈川県小田原市酒匂４丁目２番１号　メゾンドフェレステ２―202号室
債務者　開米　弘光
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４４号
新潟市中央区小張木１丁目５番25号
債務者　小島　喜子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４９号
新潟県五泉市能代甲205番地13
債務者　羽下　友貴
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
新潟県阿賀野市緑岡38番地６　コーポ島田202
債務者　井上　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第６７号
新潟県新発田市西園町３丁目７番27号、前住所新潟県新発田市宮古木739番地乙
債務者　髙松　良明
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８２号
愛知県一宮市光明寺字北道手250番地２
債務者　野間　春枝
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３１７号
札幌市西区発寒12条11丁目６番９―302号
債務者　前田　　香
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５７号
愛知県知多市長浦２丁目89番地
債務者　髙倉　郁誉
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部